

新西農第690号
令和6年1月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新潟市長 中原 八一

市町村名 (市町村コード)	新潟市 (151009)
地域名 (地域内農業集落名)	西区 (小見郷屋、勘助郷屋、小瀬、藤野木、早潟、保古野木、明田、道河原、大友、藤藏新田、大潟、新通、仲才、中野小屋、黒鳥、小新、亀貝、新田、坂井、寺尾、寺尾新町、小針、平島、青山、内野、内野上新町、五十嵐一の町、五十嵐二の町、五十嵐三の町、上新栄町、真砂町、有明町、赤塚、山崎、神山、木山、谷内、中権寺、金巻新田、田島、曾和、前野外新田、田潟、笠木、高山、槇尾、板井、木場、緒立、北場、立仏、寺地、山田下、山田上、善久、鳥原本村、鳥原新地、大野、金巻、鳥原新田、小平方、四ツ郷屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月28日 (第1回) 繼続協議

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家数の減少に加え、高齢化、担い手・後継者不足が進行している。

今後の地域の中心となる経営体は、法人を含む認定農業者、認定新規就農者が中心となっているが、経営体数は十分でない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- (1)地区における担い手の明確化と育成確保を推進し、担い手のネットワークを整備、構築する。
- (2)集落営農の組織化に向けて主体的な役割を果たす地域リーダーの育成とネットワークの活用、必要な事業を実施する。
- (3)水田における高収益作物・非主食用米等の転換作付を推進し、農業者の所得向上を図る。
- (4)将来の農地利用のあり方について、中心的経営体同士で農地を交換することにより、農地の連坦化を図り、生産コスト縮減を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	策定時は直近値に修正	3,903.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積		3,903.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】		ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

【小見郷屋、勘助郷屋】 地域内外の中心経営体である農事組合法人や認定農業者で担い、離農者の農地をスムーズに中心経営体へ集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。

【小瀬、藤野木、早渕、明田、道河原、大友】 地域内外の中心経営体である認定農業者や規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに中心経営体へ集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。

【保古野木】 地域内外の中心経営体である農事組合法人や認定農業者、規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに中心経営体へ集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。

【藤藏新田】 地域内外の中心的経営体である農事組合法人や認定農業者、規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに中心経営体へ集積できるよう、また担い手同士の交換により集約化できるよう継続して地域内の話し合いを行う。

【大潟】 地域外の中心的経営体である認定農業者や規模拡大に意欲のある農業者で担い、離農者の農地をスムーズに中心経営体へ集積できるよう、また担い手同士の交換により集約化できるよう継続して地域内の話し合いを行う。

【新通上、新通下、仲才、新田】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約を図る。また、農地所有適格法人の立ち上げも予定しており、当該法人も担い手として位置付けていく。

【小新、亀貝、小針、中野小屋、金巻新田、田島、曾和、前野外新田、田渕、笠木、高山、槇尾】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約を図っていく。

【坂井、寺尾、平島、青山、上新栄町、真砂町、有明町、緒立、山田、善久、大野】 地域内の農地が少ないため、地域の担い手だけで集積・集約を図っていく。

【内野、内野上新町】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用し、地区内の集積・集約していく。また、収益性の高い園芸作物(すいか、メロン等)の取組にさらに力を入れていく。

【五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町】 地域内の農業者は小規模であるため、他地域の入作者が中間管理機構を活用し集積・集約を図っていく。

【赤塚、山崎、神山、木山、谷内、中権寺】 地域内の既存法人及び認定農業者を中心に中間管理機構を活用し、地区内の全農用地を集積・集約していく。

また、収益性の高い園芸作物(すいか、メロン、ねぎ、だいこん等)の取組にさらに力を入れていく。

【黒鳥、木場、板井】 地区内の全農地を耕作可能とするため、既存法人の規模拡大を進めるとともに、中間管理機構を活用し全農地の集積を図っていく。

【北場、立仏、寺地、鳥原、鳥原新田、金巻、小平方】 既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用し集積・集約していく。

また収益性の高い園芸作物(枝豆、ブロッコリー等)の取組にさらに力を入れていく。

【四ツ郷屋】 地域内の既存法人及び認定農業者を中心に中間管理機構を活用し、地区内の全農用地を集積・集約していく。

また、収益性の高い園芸作物(すいか、メロン等)の取組にさらに力を入れていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、地域内の話し合いによる合意形成を基本に、各種補助事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備事業を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

【新規就農者支援】

認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで関係機関が連携して支援していく。

【法人化支援】

既存営農組織や法人化に意欲的な農業者に法人化の案内や説明会を開催し、法人化に向けた支援、既存法人同士の連携に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業受託事業者や組織の現状や今後の見込みを確認のうえ記載

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築し、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、各種補助事業を活用しながら集出荷・調製施設など農業用施設の整備や集約化を進める。